

独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程

平成19年4月1日  
国立文化財機構規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人文化財機構就業規則（以下「就業規則」という。）第47条の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に対する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払い)

第3条 この規程による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振り込みの方法によって、支払うことができる。

2 この規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条に規定する基本給及び基本給の調整額の合計額（以下「基本給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する状態にある負傷又は病気に限る。（以下「傷病」とい

う。)) 又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

3 第1項に規定する退職手当の基本額の計算の基礎となる基本給の月額は、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき基本給の月額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第17条の規定により退職した者、その者の非違によることなく機構の勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給の月額（以下「退職日基本給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し就業規則第17条の規定により退職した者、25年以上勤続しその者の非違によることなく機構の勸奨を受けて退職した者又は25年以上勤続し就業規則第21条第1項第6号の規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(基本給の月額の減額改定以外の理由により基本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、基本給の月額減額改定（給与規程の改正により当該改正前に受けていた基本給の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給の月額」という。）が、退職日基本給の月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前基本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給の月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
  - (2) 退職日基本給の月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給の月額に対する割合
    - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給の月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第13条第4項又は第14条第7項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第13条第4項に規定する国家公務員等及び第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、国家公務員等当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
  - (2) 第13条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
  - (3) 第13条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間  
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第9条 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続しその者の非違によることなく機構の勸奨を受けて退職した者又は25年以上勤続し就業規程第21条第1項第6号の規定により解雇された者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者に係る就業規程第17条の規定による年齢から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第7条第1項	退職日基本給の月額	退職日基本給の月額及び退職日基本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項 第1号		並びに特定減額前基本給の月額及び特定減額前基本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額

第8条第1項 第2号イ	退職日基本給の月額に、	退職日基本給の月額及び退職日基本給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給の月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給の月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給の月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の調整額)

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月ま

での各月（就業規則第14条第1項第1号及び第2号の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、就業規程第36条の規程による育児休業及び介護休業、就業規程第40条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうちその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては、職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1（育児休業をした期間で当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあつては3分の1）に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、その者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 50,000円
- (5) 第5号区分 45,850円
- (6) 第6号区分 41,700円
- (7) 第7号区分 33,350円
- (8) 第8号区分 25,000円
- (9) 第9号区分 20,850円
- (10) 第10号区分 16,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第4号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により別表イ及びロのとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める

額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
  - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し、次の各号のとおり定める。
- (1) 退職した者が同一の月において別表イ又はロの俸給表に係る二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。
  - (2) 退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
  - (3) 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。
- （退職手当の額に係る特例）

第11条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給の月額」とは、給与規程に規定する基本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第12条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、次に掲げる理由により休職月等が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前3項の規定により計算した在職期間から除外する。
  - (1) 就業規程第14条第1項第1号（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）から第

4号の規定による休職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。）

(2) 就業規程第40条第1項第4号の規定による停職の期間は、その月数の2分の1に相当する期間

(3) 就業規則第36条の規定による育児休業及び介護休業をした期間は、その月数の2分の1に相当する期間（ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の3分の1に相当する期間）

5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第13条 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）

若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間を通算することと定めている地方公共団体に限る。以下同じ。）又は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等及びその他機構が定める機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、

別に定める場合においては、この限りでない。

(退職手当の支給制限)

第14条 一般の退職手当は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職した者（第7条第1項に規定する場合を除く。）
  - (2) 就業規程第40条第1項第7号の規定により懲戒解雇された者
  - (3) 就業規程第21条第2項第2号の規定により解雇された者
- 2 就業規則第40条第1項第6号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の額は、第3条の規定により計算した額の3分の2以内の額とする。
- 3 就業規則第40条第1項第6号の規定による退職願の提出を勧告し、これに応じない場合の退職手当の額は、第3条の規定により計算した額の2分の1以内の額とする。
- 4 前2項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し論旨解雇相当との決定がされた場合に準用する。
- 5 退職し、又は解雇された職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。
- 6 一般の退職手当のうち、第10条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号の一に該当する者には、支給しない。
- (1) 第5条第1項及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
  - (2) その者の非違により退職した者（前号各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第40条第1項第1号から第4号及び第6号の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたものとする。
- 7 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（就業規則第20条の規定により再雇用された職員を除く。）は、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第15条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、退職手当に含まれるものとする。但し、退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第16条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第17条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第18条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。

次項及び次条において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第19条 機構は、退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、機構の業務に対する社会一般の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 機構は、一時差止処分について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされる

ことなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、機構が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当の支給を差止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当の支給を受ける場合について準用する。
- 6 機構は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第20条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒解雇又は諭旨解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、機構は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第21条 この規程の定めるところにより計算された退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(実施規定)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 3 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第9条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に基本給の月額減額改定（平成18年3月31日以前に行われた俸

給の月額が減額改定を除く。)によりその者の基本給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給の月額が減額前の基本給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第11条第1項に規定する基本給の月額については、この限りでない。

- 7 職員が退職した場合において、その者が平成18年4月1日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給の月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。以下「旧退職手当法」という。）第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、この規程第4条から第14条まで及び附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 職員がこの規程の施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての退職手当額がその者が平成18年4月1日の前日に受けていた基本給の月額を退職の日の基本給の月額とみなして旧退職手当法第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで、及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）
- イ 第10条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
  - ロ 新規規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- (2) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）
- イ 第10条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
  - ロ 新規規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- 9 基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である者に対する第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 10 第10条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後の その者の基礎在職期間
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の 基礎在職期間

- 1 1 機構設立の際、独立行政法人国立博物館または独立行政法人文化財研究所の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間については、第12条の規定にかかわらず、旧独立行政法人国立博物館職員退職手当規程、旧独立行政法人文化財研究所退職手当規程において定められた在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。
- 1 2 旧独立行政法人国立博物館、旧独立行政法人文化財研究所の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き地方公共団体または退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 1 3 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き旧独立行政法人国立博物館、旧独立行政法人文化財研究所の職員となり、かつ、引き続き旧独立行政法人国立博物館、旧独立行政法人文化財研究所の職員として在職した後引き続き職員となり、かつ、引き続き公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 1 4 この規程の実施にあたっては、当分の間国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。）の適用を受ける者の例によるものとする。

別表（第10条関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

基本給表 区分	指定職 基本給表	一般職 基本給表	技能・労務基本給表	研究職基本給表		
				級	適用範囲 (特別調整額)	役職加算
第1区分	9号俸以上					
第2区分	8～4号俸					
第3区分	3～1号俸					
第4区分		11級		(5)	I種	(20)
第5区分		10級		(5)	II種	(20)
第6区分		9級		(5)	III種	(15)
第7区分		8級		(5)	上記以外の者	(15)
第8区分		7級	※6級	4		10
第9区分		6級	※6級(上記以外)	3		10

第10区分		5級又は4級	5級、4級又は ※3級	(2)		(5)
第11区分	第1区分～第10区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者					

備考

- 基本給表欄において、平成8年4月1日から平成13年3月31日の間については、指定職基本給表、一般職基本給表、技能・労務基本給表及び研究職基本給表を一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する指定職俸給表、行政職（一）俸給表、行政職（二）俸給表及び研究職俸給表と読み替えるものとする。
- 第1号区分から第3号区分の適用を受ける職員とは、基礎在職期間に給与法に規定する指定職俸給表の適用を受けたことのある職員及び平成13年4月1日から平成18年3月31日の基礎在職期間に、独立行政法人国立博物館役員報酬規程に規定する俸給月額または、独立行政法人文化財研究所役員報酬規程に規定する基本給月額の適用を受けたことのある職員等をいう。
- この表の基本給表欄に属しない基本給表の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表イに定める区分に準じることとする。

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

基本給表 区分	一般職 基本給表	技能・労務基本給表	研究職基本給表			任期付職員基本給表
			級	適用範囲 (特別調整額)	役職加算	
第1区分						
第2区分						9号俸
第3区分	10級		6		20	
第4区分	9級		(5)	I種	(20)	8号俸
第5区分	8級		(5)	II種	(20)	
第6区分	7級		(5)	III種	(15)	7号俸
第7区分	6級		(5)	上記以外の者	(15)	6号俸
第8区分	5級	※5級	4		10	5号俸
第9区分	4級	5級(上記以外)	3		10	4号俸
第10区分	3級	4級又は※3級	(2)		(5)	1～3号俸
第11区分	第1区分～第10区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者					

備考

- 基本給表欄は、平成18年4月1日以後に旧独立行政法人国立博物館職員給与規程に規定する俸給表または、旧独立行政法人文化財研究所職員給与規程に規定する基本給表をいう。
- この表の基本給表欄に属しない基本給表の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)別表1ロに定める区分に準じることとする。